



中国における保険ソルベンシー規制の現状

リスク指向のソルベンシー規制（フェーズ II）の解説

2022年5月

**MAKING AN
IMPACT THAT
MATTERS**
since 1845

目次

中国におけるリスク指向のソルベンシー制度（フェーズ II）の解説	3
日本の専門家のコメント	7

中国におけるリスク指向のソルベンシー制度（フェーズII）の解説

I. リスク指向のソルベンシー制度（フェーズII）の背景

中国銀行保険監督管理委員会（CBIRC）は、2012年3月にリスク指向のソルベンシー制度（China Risk Oriented Solvency System：C-ROSS）の設計を開始し、2016年1月にその適用を開始した。C-ROSSは、国際的に採択されている「3つの柱から成る規制・監督の枠組み」と「リスク指向（risk orientation）」の基本原則に沿った枠組みとすることで、大きな成果を上げた。他方で、中国の国内外の事業環境やビジネス・モデル、中国の金融および保険市場のリスク・プロファイルが大きく変化中、中国の保険市場およびソルベンシー規制は新たなリスクや課題に直面することとなり、C-ROSSのさらなる調整と高度化が必要となっていた。

制度上の欠陥や規制の抜け穴に対応し、保険会社のリスク管理とリスクへのレジリエンスを高めることを目的として、CBIRCは2017年9月、C-ROSSの改正（C-ROSS II）に着手した。CBIRCは、保険会社のビジネスの最近の動向や保険規制・監督の新たな要件を踏まえつつ、オリジナルのC-ROSSを全面的に見直し、広範なステークホルダーからの意見を聞

いた上で、2021年12月にC-ROSS IIとして公表した。C-ROSS IIは、2022年第1四半期から完全施行されている。

C-ROSS IIは、ソルベンシー規制・監督制度の合理性、実効性および網羅性を向上させ、保険業界の高品質な発展を促し、保険会社をプロテクションの提供という保険業の原点に回帰・集中させ、経済に貢献し、リスクを効果的に防御し、保険契約者の利益を保護することを目的としている。

II. C-ROSS IIにおける変更点

C-ROSS IIは、ソルベンシー規制・監督の「3つの柱の枠組み」と整合している。3つの柱は、相互に関連し、保険セクターのための包括的なソルベンシーとリスク管理の枠組みとなる。C-ROSS IIは、オリジナルのC-ROSSに、①市場リスクと信用リスクにかかるルックスルー・アプローチ、②資本計画、③ロイズ中国（労社保険（中国）有限公司）に関する新たな規則を追加している。その結果、オリジナルのC-ROSSと比べると、規則の数は17から20に増加した。

図1. C-ROSS IIの3つの柱

保険ソルベンシー規制枠組み		
第1の柱：定量的資本要件	第2の柱：定性的監督要件	第3の柱：市場規律メカニズム
<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 規則1：利用可能資本 <ul style="list-style-type: none"> ・資産評価の基準と認識の要件 <input type="checkbox"/> 規則2：最低資本 <ul style="list-style-type: none"> ・規制資本要件 <input type="checkbox"/> 規則3：生命保険契約負債の評価 <ul style="list-style-type: none"> ・負債評価の基準と認識の要件 <input type="checkbox"/> 規則4～9：定量的資本要件 <ul style="list-style-type: none"> ・再保険にかかる規則の分離（規則6） ・市場および信用リスクにかかるルックスルー・アプローチ（規則7） <input type="checkbox"/> 規則10：ストレス・テスト <ul style="list-style-type: none"> ・基礎的およびストレス・シナリオによるソルベンシー・テスト 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 規則11：統合リスク格付（IRR） <ul style="list-style-type: none"> ・定量可能リスクの定性評価 ・定量化が困難なリスクの定性評価 <input type="checkbox"/> 規則12：ソルベンシーに整合的なリスク管理要件と評価（SARMRA） <ul style="list-style-type: none"> ・リスク管理の評価 ・最低資本への影響 <input type="checkbox"/> 規則13：流動性リスク <ul style="list-style-type: none"> ・流動性リスク管理 ・流動性リスク監督 <input type="checkbox"/> 規則14：資本計画 <ul style="list-style-type: none"> ・資本計画の準備 ・資本計画の実施と適用 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 規則15：ソルベンシー情報の市場開示 <input type="checkbox"/> 規則16：ソルベンシー情報の交換 <input type="checkbox"/> 規則17：保険会社の信用格付 <input type="checkbox"/> 規則18：ソルベンシー報告
<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 規則19：保険グループ <input type="checkbox"/> 規則20：ロイズ中国 		

C-ROSS IIにおける主な変更点は以下のとおりである。

1. 保険業界を「保障の提供と本業への注力」という本来の目的に回帰することを促す

(1) 資産・負債のマッチング（ALM）の強化と保険の本業への集中

C-ROSS IIにおける金利リスクの評価は、資産と負債のマッチングの程度（ALMの水準）をより正確かつ迅速に反映できる「60日の移動平均の国債のイールド・カーブ」を採用しており、これまでの規制と比べると、市場の変化への感応度がより高くなっている。これにより、保険会社は、保険の本業にフォーカスすること、また、資産サイドのリスク・テイクに慎重でありつつ、効果的なALMを行うことで、金利リスクの管理を一層強化することを促される。

(2) 重症疾患の悪化のリスクへのフォーカスと保障という本来の目的への回帰

財務リスクの予防と軽減、および、生命保険リスクの管理の促進のため、C-ROSS IIは、重症疾患リスクの変化の傾向を正しく反映できるよう、重症疾患にかかるリスクや悪化のトレンドを取り込んでいる。

(3) 国民経済および家計向けの保険をサポートするための規制上の調整の導入

国内の規制や政策の方向性を反映するため、C-ROSS IIは、特定の保険商品や保険会社に一定の資本の軽減を付与することにより、保険会社の事業運営をサポートする規制上の調整を追加している。

2. 資本の適格要件の厳格化と保険業界におけるリスクの予防と軽減

(1) 期待将来収益の資本への参入方法の最適化

資本の質を改善するため、C-ROSS IIは、長期の生命保険契約について、保険契約の残存期間に応じて、中核資本もしくは非中核資本にそれぞれ配賦される期待将来収益を最適化することで、中核資本の充分性比率と実質純資産との関連性を高める。中核資本の損失吸収能力をより重

視する結果、中核資本の充分性比率と非中核資本を含めた資本の充分性比率の間の差異は、C-ROSS IIの下では拡大する。

(2) 「ルックスルーの徹底」の原則の実践と複雑な仕組み商品への投資の抑制

資本の投資先を見極め、資本の投資のリスクを強調し、無秩序な資本の拡大を防止し、リスク指向を堅持するため、所要資本の測定基準を強化する。リスク係数は、過去10年のデータに基づき較正される。保険会社がルックスルーにより資産を正確に評価できない場合、資本チャージの額は最も高い係数に基づき決定され、その結果、所要資本の額は大幅に増加する。これは、保険会社に、原資産のリスクのモニタリングと管理を積極的に行うことを促すものとなる。

3. 保険業界による実態経済へのより効率的で効果的な貢献の促進

(1) 保険会社の健全性の確保の観点からの長期保有の株式の評価基準の改善

C-ROSS IIは、長期保有株式投資のための利用可能資本と所要資本の測定基準を見直し、リスク係数を大幅に引き上げる。支配権を有する長期の株式投資は、いくつかの例外を除き、無秩序な資本の拡散を回避するため、100%の資本チャージを課す。また、長期の株式投資について、適切な資産の減損も求められる。

(2) 国家の戦略を反映することを促す適格要件の見直し

炭素排出量のピーク・アウトとネット・ゼロに向けた国家の戦略との整合性を確保するため、保険会社によるグリーン・ボンド投資の信用リスク係数を10%低く設定する。また、中小の保険会社やデジタルの保険会社の革新的な活動をサポートするため、前年の保険料収入が20億元未満の保険会社の自動車保険の保険リスク係数、および、デジタル専門の保険会社の保険リスク係数を、それぞれ10%引き下げる。さらに、年金保険商品に対する監督上の方針を反映するため、長寿リスク係数を10%引き下げる。

(3) 不動産投資への資本チャージの引上げと保険の本業への集中

C-ROSS IIは、ソルベンシー比率が過大に評価されることを回避するため、投資用不動産の評価基準を厳格化する。保険会社は、不動産投資の評価基準を、これまでの「コストもしくは公正価値アプローチ」から、「コスト・アプローチ」に変更することが求められる。これは、保険会社に、保険の本業に集中し、不動産への投機を行わないよう強く促すためである。なお、所要資本の計算に関連するこれらの変更についてスムーズな移行ができるよう、合理的な経過措置が設けられている。

4. 保険会社のリスク管理能力の強化

(1) 資本計画の基準の明確化と資本管理の高度化

C-ROSS IIは、資本計画のための基準を明確にし、保険会社に対して、内外の環境を考慮に入れ、今後3年間の年次の資本計画を策定するとともに、資本管理を高度化し、資本を効率的に利用するため、資本計画を戦略計画、リスク管理、業績評価および利益配分に組み込むことを求めている。

(2) SARMRA：リスク管理の高度化と新たな統制の追加

C-ROSS IIにおけるソルベンシーに整合したリスク管理の要件と評価（Solvency Aligned Risk Management Requirements and Assessment：SARMRA）は、主として、クラス1の保険会社の規制に焦点をあてるものであり、他方で、クラス2の保険会社については、その要件が緩和される（※クラス1およびクラス2の分類要件はC-ROSS IIに規定される。）。SARMRAは、株主構成、コーポレート・ガバナンス、リスク集中、委託投資業務のリスクおよびリスク・データの品質管理に関する要件を新たな統制ポイントとして追加する。また、市場リスク、信用リスク、オペレーショナル・リスク、風評リスクに関する方針やメカニズムの構築の要件を明確にし、戦略目標と戦略計画の根拠を明確にすることの重要性を強調している。加えて、採点方式を変更し、業界全体を参照対象とする相対評価方式を導入することで、保険会社のソルベンシー・リスクのスコアの業界内での位置付けがより正確に把握できるようになる。所要資本の計算に可変的な統

制リスク係数が導入され、SARMRAスコアが低いほど高い資本水準を求められることとなる。

(3) 統合リスク格付：リーガル・エンティティの管理の重視と評価等級の細分化

C-ROSS IIのソルベンシーの統合リスク格付（Integrated Risk Rating：IRR）は、保険会社をそのリスクに応じて監督することを明確にしている。他方で、支店についてはそのような監督アプローチを行わないこととした。また、CBIRCが直接監督を行う保険会社と、CBIRCの地方機関が監督を行う保険会社とを明確にする、階層的な監督モデルを採用している。さらに、保険会社が自らの戦略リスクに焦点をあてることを促すような評価の枠組みとしている。C-ROSS IIでは、保険会社を8つに区分し、よりの確な監督上の措置を講じることができるよう、IRRを設計している。加えて、CBIRCは、RegTechを一層活用する方針を打ち出しており、今後、関連する報告や計算、スコアリングを情報システムに順次統合していくこととなる。

(4) 流動性リスク：枠組みの高度化と管理要件の細分化

C-ROSS IIの下では、保険会社は、流動性リスクを高度化し、動的で、適時に管理することが求められる。流動性リスク管理の枠組みの高度化により、監督上の要求がより明確なものとなる。モニタリング指標が追加されたことで、保険会社は、潜在的な流動性リスクを早期に特定し対応できるよう、流動性リスクを損保、生保、再保険に分けて管理する必要がある。

保険セクターにおける対外開放を推し進めるという国策を実践するため、C-ROSS IIは、同等のソルベンシー規制を有する国に本拠を有する外国保険会社を優遇し、再保険のカウンターパーティ・デフォルト・リスクの計測ルールを整備し、また、一部の国のカウンターパーティ・デフォルト・リスクのリスク係数を引き下げるなどとしている。さらに、保険会社の健全性の状況にかかる透明性を高め、かつ、市場規律を強化するため、取締役会や経営陣のステートメント、リスク管理の能力、重要事項、マネジメントの分析と議論、第三者の意見などの開示項目を追加することにより、保険会社による開示の範囲を拡大している。

III. 新しい規制に対する保険会社の対応

保険会社は、こうした規制の動向を十分に理解し、自らが置かれている環境を踏まえて商品や資産のポートフォリオを動的に調整し、規制上の要件を遵守しつつも、その制約を機会に変えていくことが求められる。保険会社には、C-SOSS IIを理解した上で、最近公表された他の規制と合わせて解釈することで、そのビジネスの総合的な発展を図っていくことが求められる。

(1) 経営面

- ① 市場リスクの一つである金利リスクは、特に生命保険会社にとって最も重要なリスクの一つである。計測手法の改善の結果、保険会社は、資産と負債のマッチングをより正確に反映できるようになっている。保険会社には、負債の長期性や金利感応度を踏まえ、資産と負債のマッチングをさらに改善し、金利リスクを効果的に管理することが求められる。
- ② 保険会社には、C-ROSS IIにおける健康保険（特に年金保険）をサポートするための施策や旺盛な市場の需要を十分に活用し、健康保険商品を客観的かつ合理的に開発することが期待される。
- ③ C-ROSS IIでは、すべての非基礎資産（※ Non-standardised assets：信託や投資型保険商品など、最低所要資本を直接計算することができない資産）の所要資本の計算にルックスルー・アプローチを用いること、および、集中リスクにかかる所要資本を計算することが求められる。保険会社には、資本効率を高め、また、信用リスクを積極的に削減するため、規制要件を遵守する形で非基礎資産にかかるルックスルー管理の

体制を構築し、資本の質を改善し、複雑なストラクチャード資産に対する投資を抑制し、かつ、投資の集中リスクのモニタリングを高度化することが求められる。

- ④ C-ROSS IIは資産サイドのリスクをより重視しており、保険会社には、長期の株式投資と不動産投資を慎重に行うとともに、保険業に専念することが求められる。

(2) 管理面

- ① 保険会社には、SARMRAの要件に従い、株主構成とコーポレート・ガバナンスを絶えず強化し、リスク管理の強固な体制やメカニズムを整備する努力を継続し、また、データ品質の統制を強化することが求められる。さらに、保険会社は、業界内における自社のSARMRAの相対的な順位を意識し、適時に必要な施策を講じる必要がある。
- ② 保険会社には、C-ROSS IIに定める要件に従い、流動性管理の枠組みを構築し、また、流動性リスクの特定と管理の能力を強化するために明確に定義された計算手法とあわせ、保険事業の特性に応じた管理およびモニタリング指標を設けることが求められる。

要約すると、保険会社には、市場環境、自社のリスク・アパタイト、資本の状況および自社の能力などの要素を十分に考慮した上で、C-ROSS IIの要件に沿い、戦略目標を定め、戦略計画を策定することが求められる。また、保険会社は、経済や金融のトレンドや金融セクターにおける政策の変化に対応し、自社の持続可能な発展を確保することが求められる。

本稿は、C-ROSS IIの一連の解説の第1稿として、C-ROSS IIのポイントを整理するとともに、保険会社がどのように対応すべきであるかについて考えを述べている。

— 以下は、前掲のデロイト中国の記事に対する、デロイト トーマツ（JP）の専門家のインサイトを提供するものです。 —

日本の専門家のコメント

国際的な保険監督基準の設定主体である保険監督者国際機構（IAIS）は、保険会社に対する国際的な資本規制となる保険資本基準（Insurance Capital Standard：ICS）の策定を進めてきている。IAISは2019年11月、ICS Version 2.0を公表し、2020年1月からの5年間をモニタリング期間と位置付け、ICSの設計の適切性を分析している。

こうした国際的な動きと並行して、国・地域レベルでも保険会社に対するソルベンシー規制の策定や見直しが行われている。例えば、欧州では、2016年に施行された市場整合的な保険資本規制であるソルベンシーIIのレビューが2019年に開始され、欧州委員会は2021年9月、ソルベンシーIIの改正案を採択した¹。また、英国も、2020年6月にソルベンシーIIのレビューを開始した²。英国健全性監督機構（PRA）は2021年7月、ソルベンシーIIの監督上の報告にかかる規制の改正案を市中協議に付す³とともに、定量的影響度調査（QIS）を実施した⁴。PRAは、ソルベンシーIIのレビューを2022年の6つの優先課題の一つと位置付けている⁵。欧州以外では、例えば、ニュージーランドでは、2010年保険健全性監督法の包括的なレビューの一環としてソルベンシー規制のアップ

デートが行われているところ⁶であり、2023年1月から中間基準（interim standard）が施行されることとなっている⁷。また、オーストラリアでは、国際財務報告基準（IFRS）第17号との整合性の観点などからソルベンシー規制のアップデートが行われているところである⁸。

日本では、金融庁が経済価値ベースのソルベンシー規制の検討を続けている。金融庁が設置した「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する有識者会議」は、日本における経済価値ベースのソルベンシー規制の導入やそれに基づく新たな監督の枠組みの構築に向けた具体的な方向性に関して検討を行い、2020年6月にその結果を報告書として公表した。同報告書は、現行のソルベンシー規制にかわる新たな規制を2025年4月に導入することを念頭に置き、それに向けて検討を進める必要がある、と述べている。金融庁は、同報告書を踏まえ、2022年中に第1の柱における標準モデルの考え方を中心とした制度の基本的な内容を暫定的に決定できるよう検討作業を進めている⁹ところである。

¹ ソルベンシーIIの改正案の概要は「保険セクターの国際的な規制の動向（Vol. 15, 2021年9月～10月）」（デロイト、2021年10月）を参照されたい。

https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/jp/Documents/financial-services/ins/202110_ins_regulation.pdf

² UK Parliament (2020) 'Financial Services Update – Statement made on 23 June 2020', <https://questions-statements.parliament.uk/written-statements/detail/2020-06-23/HCWS309>

³ 同市中協議の概要は「保険セクターの国際的な規制の動向（Vol. 12, 2021年6月～7月）」記事Mを参照されたい。

https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/jp/Documents/financial-services/ins/202107_ins_regulation.pdf

⁴ 同QISの概要は「保険セクターの国際的な規制の動向（Vol. 13, 2021年7月～8月）」記事Eを参照されたい。

https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/jp/Documents/financial-services/ins/202108_ins_regulation.pdf

⁵ Prudential Regulation Authority (2022) 'Insurance Supervision: 2022 priorities', <https://www.bankofengland.co.uk/-/media/boe/files/prudential-regulation/letter/2022/january/insurance-supervision-2022-priorities.pdf?la=en&hash=0AFDCE727B64DADB0AC857398B4FC1208471EFE9>

https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/jp/Documents/financial-services/ins/202108_ins_regulation.pdf

⁶ 2021年7月に市中協議に付された新ソルベンシー規制の中間案については、「保険セクターの国際的な規制の動向（Vol. 13, 2021年7月～8月）」記事Gを参照されたい。

https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/jp/Documents/financial-services/ins/202108_ins_regulation.pdf

⁷ Reserve Bank of New Zealand (2022) 'Interim insurance solvency standard refined by feedback', <https://www.rbnz.govt.nz/news/2022/03/interim-insurance-solvency-standard-refined-by-feedback>

⁸ オーストラリアにおけるソルベンシー規制の見直しの現状については、「オーストラリアにおける保険ソルベンシー規制とIFRS 17の調和に向けた取組み」（デロイト、2022年3月）を参照されたい。

<https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/financial-services/articles/ins/solvency-and-ifs17-in-au.html>

⁹ 金融庁（2022）「業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点 [令和4年2月18日開催 生命保険協会]」

<https://www.fsa.go.jp/common/ronnten/202202/04.pdf>

このようなグローバルおよび各国・地域におけるソルベンシー規制の策定やその見直しの目的は、①規制のリスク感応度の調整、②政策目的への貢献を促すインセンティブの付与、③一般目的会計との調整、の3つに大別できよう。一つ目の「リスク感応度の調整」は、ソルベンシー規制が適切にリスクを捕捉し、かつ、適度にリスク感応的であることを確保するために制度を設計する、もしくは、必要な調整を加えることを意味する。保険会社のリスク管理との調和もこれに含まれる。例えば、いわゆる「ロックイン型」とも言われることもある現行の日本のソルベンシー規制は、リスクの捕捉の程度やリスク感応度を相対的に高める方向で新たな制度の設計が行われている。他方で、欧州のソルベンシーIIのレビューは、リスク感応度の改善や保険会社のソルベンシー・ポジションの短期の過度なボラティリティの緩和をその目的として掲げており¹⁰、その意味で、リスク感応度を適度な水準に緩和する方向で制度の見直しが行われたと言えよう。二つ目の「インセンティブの付与」については、ソルベンシーIIのレビューが「保険会社に長期のサステナブル・ファイナンスに貢献するインセンティブを付与すること」をその目的の一つとしていることが例として挙げられる。三つ目の「一般目的会計との調整」は、オーストラリアやニュージーランド¹¹の事例に相当するものと言える。

C-ROSS IIにおける主な変更点を見ると、中国におけるソルベンシー規制の改正の目的は、上述の①「規制のリスク感応度の調整」および②「政策目的への貢献を促すインセンティブの付与」であると整理できよう。

表1. C-ROSS IIにおける主な変更点

I. 「保障の提供と本業への注力」という本来の目的への回帰の懲憑
A) 資産・負債のマッチング（ALM）の強化と保

<p>除の本業への集中</p> <p>B) 重症疾患のリスクのトレンドの適切な捕捉と保障という本来の目的への回帰</p> <p>C) 国民経済および家計向けの保険をサポートするための規制上の調整の導入（特定の保険商品等の資本負荷の軽減）</p>
<p>II. 資本の適格要件の厳格化と保険業界におけるリスクの予防と軽減</p> <p>A) 期待将来収益の資本への参入方法の最適化</p> <p>B) 「ルックスルーの徹底」の原則の実践と複雑な仕組み商品への投資の抑制</p>
<p>III. 保険業界による実態経済へのより効率的で効果的な貢献の促進</p> <p>A) 保険会社の健全性の確保の観点からの長期保有の株式の評価基準の改善</p> <p>B) 国家の戦略を反映することを促す資本チャージの軽減</p> <p>C) 不動産投資への資本チャージの引上げと保険の本業への集中</p>
<p>IV. 保険会社のリスク管理能力の強化</p> <p>A) 資本計画の基準の明確化と資本管理の高度化</p> <p>B) リスク管理の高度化と新たな統制の追加</p> <p>C) リーガル・エンティティの管理の重視と評価等級の細分化</p> <p>D) 流動性リスクにかかる管理枠組みの高度化と管理要件の細分化</p>

¹⁰ European Commission (2021) 'Proposal for a DIRECTIVE OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL amending Directive 2009/138/EC as regards proportionality, quality of supervision, reporting, long-term guarantee measures, macro-prudential tools, sustainability risks, group and cross-border supervision', https://eur-lex.europa.eu/resource.html?uri=cellar:da66a00c-1c51-11ec-b4fe-01aa75ed71a1.0001.02/DOC_1&format=PDF.

¹¹ Reserve Bank of New Zealand (2020) 'Review of Insurance Solvency Standards', <https://www.rbnz.govt.nz/>

</media/ReserveBank/Files/Publications/Policy-development/Insurers/ISS-review/Solvency-Standard-Review-Launch-October-2020.pdf?la=en&revision=3652e0d8-8584-406b-a0a5-c7474edceb5a>. デロイト「保険セクターの国際的な規制の動向（Vol. 3, 2020年9月～10月）」記事Eも参照されたい。
https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/jp/Documents/financial-services/ins/202010_ins_regulation.pdf

これら主な変更点のうち、特に注目に値するのは、①保険会社に対してリスク管理の強化を求めている点、②特定の保険商品等について資本負荷を軽減している点（表1のI-C）、③グリーン・ボンド投資の信用リスク係数、小規模保険会社の自動車保険の保険リスク係数、および、デジタル専門の保険会社の保険リスク係数、ならびに、長寿リスク係数をそれぞれ引き下げるとしている点（同III-B）、の3点である。リスク管理の強化を求めている点は、国際的なトレンドと合致したものであると考えられる。②および③については、どちらも国家の政策や経済情勢と密接に関連するものであり、第三者がそれぞれの是非について論じることは難しい。

ただ、一般論としては、金融機関の資本規制への調整を通じて、サステナビリティやデジタルイノベーションの促進などの政策目的への貢献を促すことについては、様々な意見があるものと考えられる。また、そうした施策の効果は、中長期的に評価することが妥当であると考えられよう。

C-ROSS IIは、中国に拠点を有する日本の保険会社にも影響を及ぼし得るものである。それらの保険会社にとっては、C-ROSS IIを含めた、同国の監督当局の動向をより注視していくことが重要となろう。

注：本稿における意見は、執筆者の私見であり、執筆者が所属する組織の公式な見解を示すものではない。

日本語版発行責任者

小林 晋也 / Shinya Kobayashi

マネージングディレクター

ファイナンシャルサービスズ

リスクアドバイザリー事業本部

有限責任監査法人トーマツ

Deloitte.

デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイト トーマツ税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市以上に 1 万 5 千名を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト（www.deloitte.com/jp）をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についての責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、リスクアドバイザリー、税務、法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの約 345,000 名のプロフェッショナルの活動の詳細については、（www.deloitte.com）をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。また DTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接また間接に発生し得る損失および損害に対して責任を負いません。DTTL ならびに各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of

Deloitte Touche Tohmatsu Limited



IS 669126 / ISO 27001